

半 期 報 告 書

(第201期中) 自 平成22年4月 1 日
至 平成22年9月30日

株式会社 紀陽銀行

第201期中（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 紀陽銀行

目 次

頁

第201期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	21
3 【対処すべき課題】	21
4 【事業等のリスク】	21
5 【経営上の重要な契約等】	21
6 【研究開発活動】	21
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	22
第3 【設備の状況】	25
1 【主要な設備の状況】	25
2 【設備の新設、除却等の計画】	25
第4 【提出会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
2 【株価の推移】	30
3 【役員の状況】	30
第5 【経理の状況】	31
1 【中間連結財務諸表等】	32
2 【中間財務諸表等】	84
第6 【提出会社の参考情報】	104
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	105

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年11月25日
【中間会計期間】	第201期中(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
【会社名】	株式会社紀陽銀行
【英訳名】	The Kiyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 片山博臣
【本店の所在の場所】	和歌山市本町1丁目35番地
【電話番号】	(073)423局9111番(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 堀切久壽
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島2丁目1番43号 株式会社紀陽銀行大阪支店
【電話番号】	(06)6343局1122番(代表)
【事務連絡者氏名】	大阪支店長 田辺治
【縦覧に供する場所】	本店のほかに該当ありません

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度
		中間連結 会計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	平成20年度 (自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	43,534	41,721	43,998	85,428	83,731
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	644	4,836	7,228	△6,855	8,219
連結中間純利益	百万円	3,380	3,045	6,350	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	3,312	7,600
連結純資産額	百万円	106,416	131,869	158,022	105,370	141,934
連結総資産額	百万円	3,393,228	3,509,661	3,592,104	3,424,255	3,662,093
1株当たり純資産額	円	98.16	136.15	175.14	95.41	150.03
1株当たり中間純利益 金額	円	5.05	4.55	9.48	—	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	3.72	10.22
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	3.10	3.72	4.36	3.04	3.84
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.90	10.65	10.87	10.52	10.50
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△53,496	80,961	15,030	△81,043	135,955
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	59,256	△81,020	△27,266	77,372	△126,282
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△3,441	△2,834	△3,441	△2,641	△4,634
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	65,521	53,956	46,188	56,860	61,889
従業員数 [外、嘱託及び臨時従業 員の平均人員]	人	2,448 [1,157]	2,528 [1,214]	2,633 [1,208]	2,374 [1,170]	2,467 [1,215]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株
当たり情報」に記載しております。
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につ
いては、潜在株式がないので記載しておりません。
3 自己資本比率は、(中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)新株予約権－中間期末(期
末)少数株主持分)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。
4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に
基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第199期中	第200期中	第201期中	第199期	第200期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	40,895	39,116	41,549	80,180	78,574
経常利益 (△は経常損失)	百万円	237	4,759	6,736	△7,246	8,387
中間純利益	百万円	3,104	2,981	6,489	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	2,939	7,560
資本金	百万円	80,096	80,096	80,096	80,096	80,096
発行済株式総数	千株	普通株式 669,595 第2回 優先株式 8,000 第二種 優先株式 31,500	普通株式 669,595 第2回 優先株式 8,000 第二種 優先株式 31,500	普通株式 669,595 第2回 優先株式 8,000 第二種 優先株式 31,500	普通株式 669,595 第2回 優先株式 8,000 第二種 優先株式 31,500	普通株式 669,595 第2回 優先株式 8,000 第二種 優先株式 31,500
純資産額	百万円	104,311	129,595	155,863	103,213	139,661
総資産額	百万円	3,392,108	3,507,842	3,589,157	3,422,591	3,660,331
預金残高	百万円	3,128,417	3,210,954	3,301,322	3,119,313	3,277,472
貸出金残高	百万円	2,298,085	2,376,419	2,459,860	2,385,622	2,451,503
有価証券残高	百万円	833,295	880,046	981,673	802,756	947,595
1株当たり配当額	円	普通株式 — 第2回 優先株式 — 第二種 優先株式 —	普通株式 — 第2回 優先株式 — 第二種 優先株式 —	普通株式 — 第2回 優先株式 — 第二種 優先株式 —	普通株式 3.00 第2回 優先株式 20.00 第二種 優先株式 21.00	普通株式 4.00 第2回 優先株式 20.00 第二種 優先株式 19.00
自己資本比率	%	3.07	3.69	4.34	3.01	3.81
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.81	10.57	10.76	10.43	10.42
従業員数 [外、嘱託及び臨時従業員 の平均人員]	人	2,127 [1,056]	2,207 [1,113]	2,300 [1,266]	2,061 [1,069]	2,144 [1,115]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)新株予約権)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在			
	銀行業セグメント	その他	合計
従業員数(人)	2,316 [1,091]	317 [117]	2,633 [1,208]

- (注) 1 従業員数は、執行役員2人、嘱託及び臨時従業員1,203人を含んでおりません。
2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在	
従業員数(人)	2,300 [1,266]

- (注) 1 従業員数は、執行役員2人、嘱託及び臨時従業員1,264人並びに出向者122人を含んでおりません。
2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 当行の従業員組合は、紀陽銀行従業員組合と称し、組合員数は2,076人(出向者109人を除く)であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

○業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、海外経済の改善や各種経済対策を始めとする政策効果などを背景に生産や設備投資および個人消費に持ち直しの動きが見られました。しかし、雇用や所得環境は依然厳しい状況が続き、後半には、海外経済の減速懸念が台頭する中、円高・株安の進展による景気の下振れ観測が強まるなど、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のなかで当行グループは、お客さまとの接点強化による着実な成長を目指す方針のもと、総合的な金融サービスの提供に努め、業績の向上と経営体質の強化に取り組んでまいりました。その結果、当中間連結会計期間の連結ベースでの業績は、次のとおりとなりました。

業容面では、預金等（譲渡性預金を含む。）につきましては、個人預金を中心に増強に努めた結果、当中間連結会計期間末残高は3兆3,346億円（前中間連結会計期間末比750億円増加、前連結会計年度末比711億円減少）となりました。貸出金につきましては、住宅ローン残高が順調に伸びたことから、当中間連結会計期間末残高は2兆4,533億円（前中間連結会計期間末比832億円増加、前連結会計年度末比77億円増加）となりました。有価証券につきましては、国債が増加したことなどから、当中間連結会計期間末残高は9,821億円（前中間連結会計期間末比1,039億円増加、前連結会計年度末比363億円増加）となりました。

損益面では、次のとおりとなりました。資金利益は、市場金利が低下する中、中小企業向け貸出の増強や有価証券投資残高の増加などを行ったことにより、前中間連結会計期間比71百万円減少し255億79百万円となりました。役員取引等利益は、引き続き、預かり資産販売等に努めた結果、前中間連結会計期間比89百万円減少し34億72百万円となりました。また、その他業務利益は、国債等債券売却益を確保したことなどから、前中間連結会計期間比23億73百万円増加し41億50百万円となりました。以上により、連結粗利益は前中間連結会計期間比22億14百万円増加し332億3百万円となりました。また、償却債権取立益や貸倒引当金戻入益を勘案した与信コスト総額が、前中間連結会計期間比51億19百万円減少し△10億6百万円となったことなどから、中間純利益は、前中間連結会計期間比33億5百万円増加し63億50百万円となりました。なお経常利益は、前中間連結会計期間比23億92百万円増加し72億28百万円となりました。

セグメントの業績につきましては、当行グループの中心である銀行業セグメントは、上記の要因等により、経常収益は415億49百万円、経常費用は348億6百万円、経常利益は67億43百万円となりました。また、その他のセグメントは、経常収益は36億7百万円、経常費用は31億21百万円、経常利益は4億85百万円となりました。

当中間連結会計期間末の連結自己資本比率（国内基準）は、リスクアセット等が前連結会計年度末比52億円減少し、中間純利益を着実に計上したことにより、自己資本額が前連結会計年度末比61億円増加したことから、前連結会計年度末比0.37%上昇し10.87%となりました。

※連結粗利益＝資金利益（資金運用収益－資金調達費用）＋役員取引等利益（役員取引等収益－役員取引等費用）＋その他業務利益（その他業務収益－その他業務費用）

○キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比157億円減少し461億88百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加などにより150億30百万円（前中間連結会計期間比△659億31百万円）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出を主因に△272億66百万円（前中間連結会計期間比+537億54百万円）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払を主因に△34億41百万円（前中間連結会計期間比△6億7百万円）となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、貸出金利息が減少したこと等から資金運用収益が前中間連結会計期間比5億67百万円減少の302億79百万円となり、また預金利息が減少したこと等から資金調達費用が前中間連結会計期間比4億97百万円減少の46億99百万円となったため、前中間連結会計期間比71百万円減少の255億79百万円となりました。うち国内業務部門は、240億57百万円となりました。役務取引等収支は、引き続き預かり資産販売等に努めた結果、前中間連結会計期間比89百万円減少の34億72百万円となりました。うち国内業務部門は、34億46百万円となりました。その他業務収支は、債券関係損益が改善したこと等から前中間連結会計期間比23億73百万円増加の41億50百万円となりました。うち国内業務部門は、23億90百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	24,418	1,231	25,650
	当中間連結会計期間	24,057	1,522	25,579
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	29,600	1,874	628 30,846
	当中間連結会計期間	28,704	2,033	458 30,279
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	5,181	642	628 5,196
	当中間連結会計期間	4,647	510	458 4,699
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,539	21	3,561
	当中間連結会計期間	3,446	26	3,472
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,458	49	5,508
	当中間連結会計期間	5,348	56	5,405
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,919	27	1,947
	当中間連結会計期間	1,902	29	1,932
その他業務収支	前中間連結会計期間	889	888	1,777
	当中間連結会計期間	2,390	1,760	4,150
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	2,603	1,026	3,630
	当中間連結会計期間	5,877	1,873	7,751
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1,714	138	1,852
	当中間連結会計期間	3,487	113	3,600

(注) 1 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の合計の平均残高は、有価証券が前中間連結会計期間比1,091億円増加したこと等から、前中間連結会計期間比1,816億円増加し3兆5,356億円となり、利回りは、貸出金利回りが前中間連結会計期間比0.17%低下したこと等から、前中間連結会計期間比0.13%低下し1.70%となりました。うち国内業務部門の平均残高は3兆4,994億円、利回りは1.63%となりました。また、資金調達勘定の合計の平均残高は、預金と譲渡性預金の合計の平均残高が前中間連結会計期間比1,539億円増加したこと等から、前中間連結会計期間比1,755億円増加し3兆4,667億円となり、利回りは、預金利回りが前中間連結会計期間比0.05%低下したこと等から、前中間連結会計期間比0.04%低下し0.27%となりました。うち国内業務部門の平均残高は3兆4,298億円、利回りは0.27%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(259,867) 3,348,416	(628) 29,600	1.76
	当中間連結会計期間	(223,856) 3,499,480	(458) 28,704	1.63
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,357,735	24,444	2.06
	当中間連結会計期間	2,413,248	22,960	1.89
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	5,077	22	0.87
	当中間連結会計期間	5,412	22	0.84
うち有価証券	前中間連結会計期間	627,300	4,368	1.38
	当中間連結会計期間	741,608	5,152	1.38
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	75,934	46	0.12
	当中間連結会計期間	98,469	54	0.11
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	15,168	10	0.14
	当中間連結会計期間	12,596	8	0.12
うち預け金	前中間連結会計期間	2,234	9	0.83
	当中間連結会計期間	78	0	1.18
資金調達勘定	前中間連結会計期間	3,285,645	5,181	0.31
	当中間連結会計期間	3,429,847	4,647	0.27
うち預金	前中間連結会計期間	3,173,811	4,511	0.28
	当中間連結会計期間	3,302,233	3,957	0.23
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	63,778	102	0.31
	当中間連結会計期間	87,198	154	0.35
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	6,249	1	0.04
	当中間連結会計期間	1,390	5	0.80
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	27,816	365	2.61
	当中間連結会計期間	30,884	407	2.63

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 国内業務部門は円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間15,756百万円、当中間連結会計期間17,501百万円)を控除して表示しております。

4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	265,428	1,874	1.40
	当中間連結会計期間	260,003	2,033	1.55
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	262,088	1,856	1.41
	当中間連結会計期間	256,899	2,013	1.56
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	961	2	0.48
	当中間連結会計期間	1,107	2	0.42
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(259,867) 265,358	(628) 642	0.48
	当中間連結会計期間	(223,856) 260,715	(458) 510	0.39
うち預金	前中間連結会計期間	3,423	5	0.29
	当中間連結会計期間	5,524	4	0.14
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	2,035	3	0.31
	当中間連結会計期間	31,288	44	0.28
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間8百万円、当中間連結会計期間13百万円)を控除して表示しております。

4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	3,353,976	30,846	1.83
	当中間連結会計期間	3,535,627	30,279	1.70
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,357,735	24,444	2.06
	当中間連結会計期間	2,413,248	22,960	1.89
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	5,077	22	0.87
	当中間連結会計期間	5,412	22	0.84
うち有価証券	前中間連結会計期間	889,388	6,224	1.39
	当中間連結会計期間	998,507	7,166	1.43
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	76,896	48	0.12
	当中間連結会計期間	99,576	56	0.11
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	15,168	10	0.14
	当中間連結会計期間	12,596	8	0.12
うち預け金	前中間連結会計期間	2,234	9	0.83
	当中間連結会計期間	78	0	1.18
資金調達勘定	前中間連結会計期間	3,291,135	5,196	0.31
	当中間連結会計期間	3,466,705	4,699	0.27
うち預金	前中間連結会計期間	3,177,235	4,516	0.28
	当中間連結会計期間	3,307,758	3,961	0.23
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	63,778	102	0.31
	当中間連結会計期間	87,198	154	0.35
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	8,285	4	0.11
	当中間連結会計期間	32,678	49	0.30
うちコマースヤル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	27,816	365	2.61
	当中間連結会計期間	30,884	407	2.63

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間15,764百万円、当中間連結会計期間17,514百万円)を控除して表示しております。

3 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、引き続き預かり資産販売等に努めた結果、前中間連結会計期間比1億3百万円減少し54億5百万円となりました。うち国内業務部門は、53億48百万円となりました。また、役務取引等費用は、前中間連結会計期間比15百万円減少し19億32百万円となりました。うち国内業務部門は、19億2百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,458	49	5,508
	当中間連結会計期間	5,348	56	5,405
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,330	—	1,330
	当中間連結会計期間	1,271	—	1,271
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,383	49	1,433
	当中間連結会計期間	1,363	55	1,419
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	38	—	38
	当中間連結会計期間	27	—	27
うち代理業務	前中間連結会計期間	108	—	108
	当中間連結会計期間	85	—	85
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	198	—	198
	当中間連結会計期間	196	—	196
うち保証業務	前中間連結会計期間	353	0	353
	当中間連結会計期間	378	0	379
うち投資信託・保険販売業務	前中間連結会計期間	1,067	—	1,067
	当中間連結会計期間	1,068	—	1,068
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,919	27	1,947
	当中間連結会計期間	1,902	29	1,932
うち為替業務	前中間連結会計期間	277	17	295
	当中間連結会計期間	271	20	291

(注) 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	3,201,145	3,803	3,204,948
	当中間連結会計期間	3,292,086	7,000	3,299,086
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,367,781	—	1,367,781
	当中間連結会計期間	1,406,258	—	1,406,258
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,781,622	—	1,781,622
	当中間連結会計期間	1,850,168	—	1,850,168
うちその他	前中間連結会計期間	51,741	3,803	55,544
	当中間連結会計期間	35,659	7,000	42,659
譲渡性預金	前中間連結会計期間	54,664	—	54,664
	当中間連結会計期間	35,564	—	35,564
総合計	前中間連結会計期間	3,255,809	3,803	3,259,613
	当中間連結会計期間	3,327,651	7,000	3,334,651

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(5) 国内貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日		平成22年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,370,092	100.00	2,453,306	100.00
製造業	373,053	15.74	370,978	15.12
農業、林業	4,550	0.19	3,882	0.16
漁業	1,774	0.08	1,956	0.08
鉱業、採石業、砂利採取業	4,488	0.19	5,830	0.24
建設業	113,392	4.78	113,765	4.64
電気・ガス・熱供給・水道業	5,453	0.23	5,518	0.23
情報通信業	7,886	0.33	9,601	0.39
運輸業、郵便業	67,205	2.84	67,058	2.73
卸売業、小売業	282,407	11.92	287,299	11.71
金融業、保険業	60,432	2.55	79,566	3.24
不動産業、物品賃貸業	281,677	11.88	305,270	12.44
各種サービス業	168,725	7.12	180,624	7.36
地方公共団体	229,250	9.67	232,391	9.47
その他	769,798	32.48	789,566	32.19
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,370,092	—	2,453,306	—

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	302,969	—	302,969
	当中間連結会計期間	388,601	—	388,601
地方債	前中間連結会計期間	140,545	—	140,545
	当中間連結会計期間	197,271	—	197,271
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	116,281	—	116,281
	当中間連結会計期間	101,472	—	101,472
株式	前中間連結会計期間	45,620	—	45,620
	当中間連結会計期間	36,292	30	36,323
その他の証券	前中間連結会計期間	20,711	252,070	272,781
	当中間連結会計期間	15,623	242,847	258,471
合計	前中間連結会計期間	626,129	252,070	878,199
	当中間連結会計期間	739,262	242,878	982,140

(注) 1 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	29,261	31,452	2,191
経費(除く臨時処理分)(△)	18,547	20,073	1,526
人件費(△)	9,050	9,543	493
物件費(△)	8,266	8,945	679
税金(△)	1,230	1,584	354
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	10,713	11,379	666
一般貸倒引当金繰入額(△)	919	—	△ 919
業務純益	9,793	11,379	1,586
うち債券関係損益	1,456	3,663	2,207
臨時損益	△ 5,034	△ 4,642	392
株式関係損益	△ 2,392	△ 2,767	△ 375
不良債権処理損失(△)	2,962	2,120	△ 842
貸出金償却(△)	1,546	1,967	421
個別貸倒引当金繰入額(△)	976	—	△ 976
貸出債権譲渡損(△)	376	—	△ 376
その他の不良債権処理損失(△)	62	152	90
その他臨時損益	320	244	△ 76
経常利益	4,759	6,736	1,977
特別損益	606	2,997	2,391
うち償却債権取立益	633	655	22
うち貸倒引当金戻入益	—	3,390	3,390
うち固定資産処分損益	△ 21	△ 4	17
うち減損損失(△)	5	794	789
税引前中間純利益	5,366	9,734	4,368
法人税、住民税及び事業税(△)	29	30	1
法人税等調整額(△)	2,355	3,215	860
法人税等合計(△)	2,385	3,245	860
中間純利益	2,981	6,489	3,508

- (注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支
2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
6 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.75	1.62	△ 0.13
(イ)貸出金利回	2.05	1.89	△ 0.16
(ロ)有価証券利回	1.38	1.38	—
(2) 資金調達原価 ②	1.41	1.41	—
(イ)預金等利回	0.28	0.24	△ 0.04
(ロ)外部負債利回	2.61	2.63	0.02
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.34	0.21	△ 0.13

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	27.78	19.56	△ 8.22
業務純益ベース	25.40	19.56	△ 5.84
中間純利益ベース	7.73	10.55	2.82

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	3,210,954	3,301,322	90,368
預金(平残)	3,183,261	3,312,365	129,104
貸出金(未残)	2,376,419	2,459,860	83,441
貸出金(平残)	2,364,003	2,418,974	54,971

(2) 個人・法人等別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,478,640	2,556,367	77,727
法人等	732,313	744,955	12,642
合計	3,210,954	3,301,322	90,368

(注) 1 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

2 法人等の預金残高は、一般法人、金融機関、地方公共団体等の合算であります。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	833,319	867,652	34,333
住宅ローン残高	715,735	741,782	26,047
その他ローン残高	117,584	125,870	8,286

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	1,835,750	1,910,734	74,984
総貸出金残高	② 百万円	2,376,419	2,459,860	83,441
中小企業等貸出金比率	①/② %	77.24	77.67	0.43
中小企業等貸出先件数	③ 件	110,121	106,970	△ 3,151
総貸出先件数	④ 件	110,507	107,376	△ 3,131
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.65	99.62	△ 0.03

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	17	62	15	50
信用状	360	1,472	421	1,478
保証	451	18,218	433	15,240
計	828	19,753	869	16,768

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	80,096	80,096
	うち非累積的永久優先株	19,750	19,750
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	32,357	32,357
	利益剰余金	25,789	33,261
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,199	1,232
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
計 (A)	139,442	146,948	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	248	245
	一般貸倒引当金	11,117	11,213
	負債性資本調達手段等	38,800	36,800
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	38,800	36,800	
計	50,165	48,258	
うち自己資本への算入額 (B)	50,165	48,258	
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	50
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	189,557	195,155
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,627,125	1,645,536
	オフ・バランス取引等項目	30,204	28,507
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,657,330	1,674,044
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	121,433	120,064
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	9,714	9,605
計 (E) + (F) (H)	1,778,764	1,794,108	
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		10.65	10.87
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		7.83	8.19

(注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年 9月30日	平成22年 9月30日	
		金額(百万円)	金額(百万円)	
基本的項目 (Tier 1)	資本金	80,096	80,096	
	うち非累積的永久優先株	19,750	19,750	
	新株式申込証拠金	—	—	
	資本準備金	259	259	
	その他資本剰余金	32,097	32,097	
	利益準備金	1,010	1,698	
	その他利益剰余金	23,711	30,659	
	その他	—	—	
	自己株式(△)	—	—	
	自己株式申込証拠金	—	—	
	社外流出予定額(△)	—	—	
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—	
	新株予約権	—	—	
	営業権相当額(△)	—	—	
	のれん相当額(△)	—	—	
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—	
計 (A)	137,176	144,811		
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	248	245	
	一般貸倒引当金	11,065	10,497	
	負債性資本調達手段等	38,800	36,800	
控除項目	うち永久劣後債務(注2)	—	—	
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	38,800	36,800	
	計	50,113	47,542	
控除項目(注4)	(B)	50,113	47,542	
自己資本額	(A)+(B)-(C)	(D)	187,290	192,354
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,624,023	1,642,835	
	オフ・バランス取引等項目	30,183	28,485	
	信用リスク・アセットの額	(E)	1,654,207	1,671,321
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)	(F)	116,269	114,828
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)	9,301	9,186
計 (E)+(F)	(H)	1,770,476	1,786,150	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		10.57	10.76	
(参考) Tier 1 比率=A/H×100(%)		7.74	8.10	

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	29,109	25,697
危険債権	51,760	56,172
要管理債権	8,773	8,040
正常債権	2,323,094	2,403,535

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間における、本半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

I. 財政状態

(1) 主要勘定の状況

当中間連結会計期間末における主要勘定の状況は、以下のようになりました。

預金等（譲渡性預金を含む。）につきましては、個人預金を中心に増強に努めた結果、当中間連結会計期間末残高は3兆3,346億円（前中間連結会計期間末比750億円増加、前連結会計年度末比711億円減少）となりました。

貸出金につきましては、住宅ローン残高が順調に伸びたことから、当中間連結会計期間末残高は2兆4,533億円（前中間連結会計期間末比832億円増加、前連結会計年度末比77億円増加）となりました。

有価証券につきましては、国債が増加したことなどから、当中間連結会計期間末残高は9,821億円（前中間連結会計期間末比1,039億円増加、前連結会計年度末比363億円増加）となりました。

	前中間連結 会計期間末 (百万円) (A)	前連結会計 年度末 (百万円) (B)	当中間連結 会計期間末 (百万円) (C)	増減(百万円) (C)－(A)	増減(百万円) (C)－(B)
預金・譲渡性預金合計	3,259,613	3,405,787	3,334,651	75,038	△ 71,136
うち個人預金	2,478,640	2,527,531	2,556,367	77,727	28,836
貸出金	2,370,092	2,445,529	2,453,306	83,214	7,777
うち住宅ローン	715,735	732,795	741,782	26,047	8,987
有価証券	878,199	945,794	982,140	103,941	36,346

(2) 自己資本比率の状況

当中間連結会計期間末の連結自己資本比率（国内基準）は、リスクアセット等が前連結会計年度末比52億円減少し、中間純利益を着実に計上したことにより、自己資本額が前連結会計年度末比61億円増加したことから、前連結会計年度末比0.37%上昇し10.87%となりました。

	前連結会計年度末 (百万円) (A)	当中間連結会計期間末 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
基本的項目 ①	140,548	146,948	6,400
補完的項目 ②	48,493	48,258	△ 235
控除項目 ③	50	50	—
自己資本額 ①+②-③	188,991	195,155	6,164
リスクアセット等	1,799,381	1,794,108	△ 5,273
連結自己資本比率（国内基準） (%)	10.50	10.87	0.37

（注）連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に基づき算出しております。

II. 経営成績

当中間連結会計期間の経営成績は、以下のとおりとなりました。

資金利益は、市場金利が低下する中、中小企業向け貸出の増強や有価証券投資残高の増加などを行ったことにより、前中間連結会計期間比71百万円減少し255億79百万円となりました。役務取引等利益は、引き続き、預かり資産販売等に努めた結果、前中間連結会計期間比89百万円減少し34億72百万円となりました。また、その他業務利益は、国債等債券売却益を確保したことなどから、前中間連結会計期間比23億73百万円増加し41億50百万円となりました。以上により、連結粗利益は前中間連結会計期間比22億14百万円増加し332億3百万円となりました。また、償却債権取立益や貸倒引当金戻入益を勘案した与信コスト総額が、前中間連結会計期間比51億19百万円減少し△10億6百万円となったことなどから、中間純利益は、前中間連結会計期間比33億5百万円増加し63億50百万円となりました。なお、経常利益は、前中間連結会計期間比23億92百万円増加し72億28百万円となりました。

	前中間連結会計期間 (百万円) (A)	当中間連結会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
連結粗利益	30,989	33,203	2,214
資金利益	25,650	25,579	△ 71
役務取引等利益	3,561	3,472	△ 89
その他業務利益	1,777	4,150	2,373
営業経費(△)	19,454	20,687	1,233
一般貸倒引当金繰入額(△) ①	1,140	—	△ 1,140
不良債権処理額(△) ②	3,798	2,653	△ 1,145
うち貸出金償却(△)	2,058	2,494	436
うち個別貸倒引当金繰入額(△)	1,286	—	△ 1,286
株式関係損益	△2,392	△2,767	△ 375
その他	632	134	△ 498
経常利益	4,836	7,228	2,392
特別損益	798	2,608	1,810
うち貸倒引当金戻入益	—	2,755	2,755
うち貸出関連 ③	—	2,758	2,758
うち貸出関連以外	—	△ 3	△ 3
うち償却債権取立益 ④	825	901	76
税金等調整前中間純利益	5,634	9,836	4,202
法人税、住民税及び事業税(△)	386	338	△ 48
法人税等調整額(△)	2,135	3,102	967
法人税等合計(△)	2,522	3,440	918
少数株主利益	66	45	△ 21
中間純利益	3,045	6,350	3,305

与信費用 ①+②	4,938	2,653	△ 2,285
与信コスト総額 ①+②-③-④	4,113	△ 1,006	△ 5,119

(注) 連結粗利益＝資金利益（資金運用収益－資金調達費用）＋役務取引等利益（役務取引等収益－役務取引等費用）＋その他業務利益（その他業務収益－その他業務費用）

Ⅲ. キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローについては、預金の増加などにより150億30百万円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローについては、有価証券の取得による支出を主因に△272億66百万円となりました。財務活動によるキャッシュ・フローについては、配当金の支払を主因に△34億41百万円となりました。以上により、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比157億円減少し、461億88百万円となりました。

	前中間連結会計期間 (百万円) (A)	当中間連結会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
現金及び現金同等物の期末残高	53,956	46,188	△ 7,768
営業活動によるキャッシュ・フロー	80,961	15,030	△ 65,931
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 81,020	△ 27,266	53,754
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,834	△ 3,441	△ 607

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	860,500,000
優先株式	8,000,000
第二種優先株式	31,500,000
計	900,000,000

(注) 「普通株式、優先株式または第二種優先株式につき消却があった場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	669,595,567	同左	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 (注) 1、2、3
第2回優先株式	8,000,000	同左	—	(注) 1、2、3、4
第二種優先株式	31,500,000	同左	—	(注) 1、2、3、5
計	709,095,567	同左	—	—

- (注) 1 当行の単元株式数は、普通株式及び各種優先株式のそれぞれにつき、1,000株であります。
- 2 提出日現在発行数には、平成22年11月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の変更は含まれておりません。
- 3 定款において、会社法第322条第2項に規定する定めはしておりません。また、各種優先株式の議決権につきましては、以下の4(3)、5(3)の「議決権」に記載の通りであり、これらの種類株式は、財務政策上の柔軟性を確保するために、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。
- 4 第2回優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

第2回優先株式を有する株主(以下「第2回優先株主」という。)または第2回優先株式の登録株式質権者(以下「第2回優先登録株式質権者」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については次のとおりである。

①優先配当金

利益配当金を支払うときは、第2回優先株主または第2回優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第2回優先株式1株につき年20円の期末配当金(以下「第2回優先配当金」という。)を支払う。ただし当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記④の中間配当金(以下「優先中間配当金」という。)を支払ったときは、その金額を控除した額とする。

②非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第2回優先株主または第2回優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第2回優先株主または第2回優先登録株式質権者に対しては、第2回優先配当金を超えて配当を行わない。

④優先中間配当金

中間配当を行うときは、第2回優先株主または第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき10円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2回優先株主または第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき1,000円を支払う。第2回優先株主または第2回優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第2回優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし第2回優先株主は、定時株主総会に第2回優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第2回優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めある場合を除き、第2回優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。

第2回優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5 第二種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)または第二種優先株式の登録株式質権者(以下「第二種優先登録株式質権者」という。)に対しては、次に定める額の期末配当金(以下「第二種優先配当金」という)を支払う。ただし当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記④の中間配当金(以下「第二種優先中間配当金」という)を支払ったときは、その金額を控除した額とする。

①優先配当金

当行が定款第48条に定める期末配当金を支払うときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第二種優先株式1株につき、その払込金相当額(1,000円)に、当該期末配当金の基準日の属する事業年度における以下に定める配当年率を乗じて算出した額(ただし、平成19年3月31日を基準日とする第二種優先配当金については、この額に、払込期日より平成19年3月31日までの実日数である139を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額)(円単位未満小数点第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する。)を支払う。配当年率は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

配当年率＝日本円TIBOR(12ヶ月物)＋1.150%

配当年率は、%単位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、上限は7.500%とする。

配当年率の見直し日は、平成19年4月1日以降の毎年4月1日とする。

「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、払込期日以降平成19年3月31日までの事業年度においては払込期日の午前11時または午前11時に可及的に近い時点における日本円TIBOR(12ヶ月物)〔(Telerate17097ページ)〕として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、平成19年4月1日以降の各事業年度においては、各事業年度に含まれる配当年率の見直し日(配当年率の見直し日が営業日でない場合は前営業日)の午前11時または午前11時に可及的に近い時点における日本円TIBOR(12ヶ月物)〔(Telerate17097ページ)〕として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、「日本円TIBOR(12ヶ月物)」は、東京インターバンク市場における12ヶ月物の円資金貸借取引のオフアードレートとして合理的に決定する利率(年率で表される。)を指すものとする。

②非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金を超えて配当を行わない。

④優先中間配当金

当行が定款第48条に定める中間配当を行うときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき当該中間配当の基準日の属する事業年度の直前事業年度に基準日の属する第二種優先配当金の額の2分の1に相当する金額を優先中間配当金として支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき1,000円を支払う。第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第二種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。第二種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 優先順位

第二種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、当行の第2回優先株式と同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年4月1日～ 平成22年9月30日	—	普通株式 669,595 第2回 優先株式 8,000 第二種 優先株式 31,500	—	80,096,751	—	259,532

(6) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社紀陽ホールディングス	和歌山市本町1丁目35番地	709,095	100
計	—	709,095	100

(注) 株式会社紀陽ホールディングスの所有株式のうち、議決権を有しない第2回優先株式8,000千株、第二種優先株式31,500千株を保有しております。

② 所有議決権数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社紀陽ホールディングス	和歌山市本町1丁目35番地	669,595	100
計	—	669,595	100

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第2回優先株式 8,000,000 第二種優先株式 31,500,000	—	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 669,595,000	669,595	—
単元未満株式	普通株式 567	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	普通株式 669,595,567 第2回優先株式 8,000,000 第二種優先株式 31,500,000	—	—
総株主の議決権	—	669,595	—

(注) 第2回優先株式及び第二種優先株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

当行の株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 (リテール融資推進事業部長)	取締役 (リテール融資推進事業部長兼和歌山北事業部長兼和歌山南事業部長)	上野 隆司	平成22年10月1日

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、あずさ監査法人の中間監査を受け、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)及び当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

なお、有限責任 あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもってあずさ監査法人から名称変更しております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	53,956	46,188	61,889
コールローン及び買入手形	49,055	11,251	85,808
債券貸借取引支払保証金	30,817	—	20,877
買入金銭債権	4,692	3,858	4,273
商品有価証券	5,263	4,979	5,328
有価証券	※7, ※13 878,199	※7, ※13 982,140	※7, ※13 945,794
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,370,092	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,453,306	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,445,529
外国為替	※6 2,124	※6 1,753	※6 1,580
その他資産	※7 48,337	※7 29,171	※7 27,719
有形固定資産	※9, ※10 34,446	※9, ※10 34,477	※9, ※10 34,507
無形固定資産	8,633	9,299	10,158
繰延税金資産	37,281	26,146	33,280
支払承諾見返	19,763	16,773	18,315
貸倒引当金	△33,003	△27,242	△32,969
資産の部合計	3,509,661	3,592,104	3,662,093
負債の部			
預金	※7 3,204,948	※7 3,299,086	※7 3,273,455
譲渡性預金	54,664	35,564	132,332
債券貸借取引受入担保金	※7 28,312	1,390	※7 27,145
借入金	※7, ※11 29,484	※11 29,594	※7, ※11 33,548
外国為替	27	76	21
社債	※12 13,800	※12 8,000	※12 8,000
その他負債	25,624	42,448	26,057
退職給付引当金	89	26	25
役員退職慰労引当金	40	32	40
睡眠預金払戻損失引当金	510	498	590
偶発損失引当金	302	370	404
再評価に係る繰延税金負債	※9 222	※9 220	※9 222
支払承諾	19,763	16,773	18,315
負債の部合計	3,377,792	3,434,082	3,520,159

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	80,096	80,096	80,096
資本剰余金	32,357	32,357	32,357
利益剰余金	25,789	33,261	30,344
株主資本合計	138,243	145,715	142,798
その他有価証券評価差額金	△7,906	10,732	△2,407
繰延ヘッジ損益	△2	△0	△1
土地再評価差額金	※9 328	※9 324	※9 328
評価・換算差額等合計	△7,580	11,056	△2,080
少数株主持分	1,206	1,250	1,216
純資産の部合計	131,869	158,022	141,934
負債及び純資産の部合計	3,509,661	3,592,104	3,662,093

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
経常収益	41,721	43,998	83,731
資金運用収益	30,846	30,279	61,385
(うち貸出金利息)	24,444	22,960	48,084
(うち有価証券利息配当金)	6,246	7,189	13,016
役務取引等収益	5,508	5,405	10,720
その他業務収益	3,630	7,751	7,805
その他経常収益	1,736	562	3,820
経常費用	36,885	36,769	75,512
資金調達費用	5,196	4,699	10,316
(うち預金利息)	4,516	3,961	8,839
役務取引等費用	1,947	1,932	3,885
その他業務費用	1,852	3,600	3,336
営業経費	19,454	20,687	38,338
その他経常費用	※1 8,435	※1 5,849	※1 19,634
経常利益	4,836	7,228	8,219
特別利益	825	3,656	2,285
貸倒引当金戻入益	—	2,755	—
償却債権取立益	825	901	2,285
特別損失	27	1,048	61
固定資産処分損	21	4	53
減損損失	※2 5	※2 794	※2 7
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	249	—
税金等調整前中間純利益	5,634	9,836	10,443
法人税、住民税及び事業税	386	338	502
法人税等調整額	2,135	3,102	2,282
法人税等合計	2,522	3,440	2,784
少数株主損益調整前中間純利益		6,396	
少数株主利益	66	45	57
中間純利益	3,045	6,350	7,600

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	80,096	80,096	80,096
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	80,096	80,096	80,096
資本剰余金			
前期末残高	32,357	32,357	32,357
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	32,357	32,357	32,357
利益剰余金			
前期末残高	25,572	30,344	25,572
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,830	△3,436	△2,830
中間純利益	3,045	6,350	7,600
土地再評価差額金の取崩	1	3	2
当中間期変動額合計	217	2,916	4,772
当中間期末残高	25,789	33,261	30,344
株主資本合計			
前期末残高	138,026	142,798	138,026
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,830	△3,436	△2,830
中間純利益	3,045	6,350	7,600
土地再評価差額金の取崩	1	3	2
当中間期変動額合計	217	2,916	4,772
当中間期末残高	138,243	145,715	142,798
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△34,147	△2,407	△34,147
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	26,241	13,139	31,740
当中間期変動額合計	26,241	13,139	31,740
当中間期末残高	△7,906	10,732	△2,407
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△0	△1	△0
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1	0	△1
当中間期変動額合計	△1	0	△1
当中間期末残高	△2	△0	△1

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
土地再評価差額金			
前期末残高	330	328	330
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1	△3	△2
当中間期変動額合計	△1	△3	△2
当中間期末残高	328	324	328
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△33,818	△2,080	△33,818
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	26,237	13,137	31,737
当中間期変動額合計	26,237	13,137	31,737
当中間期末残高	△7,580	11,056	△2,080
少数株主持分			
前期末残高	1,161	1,216	1,161
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	44	33	54
当中間期変動額合計	44	33	54
当中間期末残高	1,206	1,250	1,216
純資産合計			
前期末残高	105,370	141,934	105,370
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,830	△3,436	△2,830
中間純利益	3,045	6,350	7,600
土地再評価差額金の取崩	1	3	2
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	26,281	13,170	31,791
当中間期変動額合計	26,498	16,087	36,564
当中間期末残高	131,869	158,022	141,934

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	5,634	9,836	10,443
減価償却費	1,259	1,914	2,596
減損損失	5	794	7
負ののれん償却額	△21	—	△21
貸倒引当金の増減(△)	△1,355	△5,726	△1,390
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△367	0	△430
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△31	△7	△31
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△93	△91	△14
偶発損失引当金の増減(△)	30	△34	132
資金運用収益	△30,846	△30,279	△61,385
資金調達費用	5,196	4,699	10,316
有価証券関係損益(△)	935	△896	3,401
為替差損益(△は益)	739	6,458	1,222
固定資産処分損益(△は益)	21	4	53
商品有価証券の純増(△)減	△252	349	△316
貸出金の純増(△)減	8,423	△7,777	△67,013
預金の純増減(△)	91,086	25,631	159,593
譲渡性預金の純増減(△)	△37,028	△96,767	40,638
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△13,133	△3,953	△13,069
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	4,000	—	4,000
コールローン等の純増(△)減	△17,106	74,978	△53,436
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	10,942	20,877	20,882
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	28,312	△25,755	27,145
外国為替(資産)の純増(△)減	1,856	△172	2,399
外国為替(負債)の純増減(△)	△103	54	△108
資金運用による収入	30,956	30,477	61,312
資金調達による支出	△3,840	△3,962	△8,147
その他	△3,941	14,702	△2,316
小計	81,278	15,355	136,464
法人税等の支払額	△317	△325	△509
営業活動によるキャッシュ・フロー	80,961	15,030	135,955
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△399,367	△327,626	△709,906
有価証券の売却による収入	230,438	251,035	458,895
有価証券の償還による収入	90,955	51,490	130,767
有形固定資産の取得による支出	△1,204	△1,354	△2,456
有形固定資産の売却による収入	49	—	45
無形固定資産の取得による支出	△1,893	△811	△3,627
投資活動によるキャッシュ・フロー	△81,020	△27,266	△126,282

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の
	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	—	—	12,000
劣後特約付借入金の返済による支出	—	—	△8,000
劣後特約付社債の発行による収入	—	—	3,000
劣後特約付社債の償還による支出	—	—	△8,800
配当金の支払額	△2,830	△3,436	△2,830
少数株主への配当金の支払額	△4	△4	△4
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,834	△3,441	△4,634
現金及び現金同等物に係る換算差額	△11	△23	△10
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,904	△15,700	5,028
現金及び現金同等物の期首残高	56,860	61,889	56,860
現金及び現金同等物の中間期末残高	*1 53,956	*1 46,188	*1 61,889

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 5社 紀陽ビジネスサービス株式会社 阪和信用保証株式会社 紀陽リース・キャピタル株式会社 株式会社紀陽カード 株式会社紀陽カードディーシー</p> <p>連結子会社であった紀陽ビジネスファイナンス株式会社については、特別清算終結により、和歌山銀カード株式会社については、株式会社紀陽カードディーシーが吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>	<p>(1) 連結子会社 5社 紀陽ビジネスサービス株式会社 阪和信用保証株式会社 紀陽リース・キャピタル株式会社 株式会社紀陽カード 株式会社紀陽カードディーシー</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>	<p>(1) 連結子会社 5社 紀陽ビジネスサービス株式会社 阪和信用保証株式会社 紀陽リース・キャピタル株式会社 株式会社紀陽カード 株式会社紀陽カードディーシー</p> <p>連結子会社であった紀陽ビジネスファイナンス株式会社については、特別清算終結により、和歌山銀カード株式会社については、株式会社紀陽カードディーシーが吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 0社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 0社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	同左	同左
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 5社	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 5社	連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物：6年～50年 その他：5年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物：6年～50年 その他：5年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>②無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>②無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③リース資産 同左</p>	<p>②無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③リース資産 同左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は97,354百万円であります。</p>	<p>める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は90,988百万円であります。</p>	<p>める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は94,724百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い見直しを行った結果、当中間連結会計期間より10年から9年へ変更しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ109百万円減少しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い見直しを行った結果、当連結会計年度より10年から9年へ変更しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ218百万円減少しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度末から、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。</p>
	<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>当行は、役員退職慰労金について、平成16年6月29日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、廃止時における内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p>	<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づき必要と認められる額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。	(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。	(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づき必要と認められる額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。
	(9) 偶発損失引当金の計上基準 信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。	(9) 偶発損失引当金の計上基準 同左	(9) 偶発損失引当金の計上基準 同左
	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(11) リース取引の処理方法 (借手側) 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。	(11) リース取引の処理方法 同左	(11) リース取引の処理方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p>
	—————	<p>(13)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、手許現金、日本銀行への預け金及び随時引き出し可能な預け金であります。</p>	—————
	<p>(14)消費税等の会計処理</p> <p>当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(14)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(14)消費税等の会計処理</p> <p>当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(15)収益及び費用の計上基準 ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。	(15)収益及び費用の計上基準 同左	(15)収益及び費用の計上基準 同左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、手許現金、日本銀行への預け金及び随時引き出し可能な預け金であります。	—————	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、手許現金、日本銀行への預け金及び随時引き出し可能な預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い)</p> <p>前中間連結会計期間における「その他有価証券」の一部は、「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第26号平成20年12月5日)が平成20年12月5日に公表されたことに伴い平成20年12月15日において「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。</p> <p>当該区分変更はその時点の市場価格により振替を行うため、保有目的の変更によっても有価証券及びその他有価証券評価差額金は変動がないことから、前中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に与える影響はありません。</p>	<p>(資産除去債務に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は10百万円減少、税金等調整前中間純利益は260百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は378百万円であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、有価証券は67百万円増加、繰延税金負債は31百万円増加、その他有価証券評価差額金は47百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ63百万円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において「コールマネー等の純増減(△)」に含めて表示していた「借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)」(前中間連結会計期間30百万円)は、重要性が増加したため、当中間連結会計期間から区分掲記しております。</p>	<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券30,848百万円については、当中間連結会計期間末には当該処分をせずに所有しております。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,454百万円、延滞債権額は73,203百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は381百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,372百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,629百万円、延滞債権額は76,586百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,870百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券20,988百万円については、当連結会計年度末には当該処分をせずに所有しております。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,024百万円、延滞債権額は78,289百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は424百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,418百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																										
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は90,412百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、29,088百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>134,054百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>58百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>6,179百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引 受入担保金</td> <td>28,312百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>4,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券70,582百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金敷金は1,567百万円であります。</p>	有価証券	134,054百万円	その他資産	58百万円	預金	6,179百万円	債券貸借取引 受入担保金	28,312百万円	借入金	4,000百万円	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は94,086百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,826百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>109,491百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>57百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>5,350百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券69,426百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金敷金は1,523百万円であります。</p>	有価証券	109,491百万円	その他資産	57百万円	預金	5,350百万円	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は96,157百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,922百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>135,523百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>57百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>20,153百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引 受入担保金</td> <td>25,755百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>4,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券69,419百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金敷金は1,488百万円であります。</p>	有価証券	135,523百万円	その他資産	57百万円	預金	20,153百万円	債券貸借取引 受入担保金	25,755百万円	借入金	4,000百万円
有価証券	134,054百万円																											
その他資産	58百万円																											
預金	6,179百万円																											
債券貸借取引 受入担保金	28,312百万円																											
借入金	4,000百万円																											
有価証券	109,491百万円																											
その他資産	57百万円																											
預金	5,350百万円																											
有価証券	135,523百万円																											
その他資産	57百万円																											
預金	20,153百万円																											
債券貸借取引 受入担保金	25,755百万円																											
借入金	4,000百万円																											

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、328,435百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が322,220百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、323,309百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が315,104百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、306,332百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が299,184百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 40,833百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金25,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は12,020百万円であります。</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 41,240百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金29,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は13,129百万円であります。</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △258百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 41,600百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金29,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は13,588百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																																				
<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入2,419百万円、貸出金償却2,058百万円、株式等償却1,598百万円及び貸出債権譲渡損391百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当中間連結会計期間において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>営業店舗 2か所</td> <td>土地</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>遊休資産 2か所</td> <td>土地</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>連結子会社については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	和歌山 県内	営業店舗 2か所	土地	3	和歌山 県内	遊休資産 2か所	土地	1	合計			5	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却2,494百万円、株式等償却1,508百万円及び貸出債権譲渡損6百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当中間連結会計期間において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額794百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>営業店舗 2か所</td> <td>土地</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>遊休資産 4か所</td> <td>土地</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>事業用 資産</td> <td>動産、 ソフトウェア等</td> <td>634</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>794</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>連結子会社については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	和歌山 県内	営業店舗 2か所	土地	152	和歌山 県内	遊休資産 4か所	土地	7	和歌山 県内	事業用 資産	動産、 ソフトウェア等	634	合計			794	<p>※1 その他経常費用には、株式等償却6,683百万円、貸出金償却5,286百万円及び貸出債権譲渡損536百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当連結会計年度において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額7百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>営業店舗 2か所</td> <td>土地</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>遊休資産 3か所</td> <td>土地</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>連結子会社については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	和歌山 県内	営業店舗 2か所	土地	4	和歌山 県内	遊休資産 3か所	土地	3	合計			7
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																			
和歌山 県内	営業店舗 2か所	土地	3																																																			
和歌山 県内	遊休資産 2か所	土地	1																																																			
合計			5																																																			
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																			
和歌山 県内	営業店舗 2か所	土地	152																																																			
和歌山 県内	遊休資産 4か所	土地	7																																																			
和歌山 県内	事業用 資産	動産、 ソフトウェア等	634																																																			
合計			794																																																			
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																			
和歌山 県内	営業店舗 2か所	土地	4																																																			
和歌山 県内	遊休資産 3か所	土地	3																																																			
合計			7																																																			

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
普通株式	669,595	—	—	669,595	—
第2回優先株式	8,000	—	—	8,000	—
第二種優先株式	31,500	—	—	31,500	—
合計	709,095	—	—	709,095	—

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,008	3.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第2回優先株式	160	20.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第二種優先株式	661	21.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
普通株式	669,595	—	—	669,595	—
第2回優先株式	8,000	—	—	8,000	—
第二種優先株式	31,500	—	—	31,500	—
合計	709,095	—	—	709,095	—

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,678	4.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第2回優先株式	160	20.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第二種優先株式	598	19.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
普通株式	669,595	—	—	669,595	—
第2回優先株式	8,000	—	—	8,000	—
第二種優先株式	31,500	—	—	31,500	—
合計	709,095	—	—	709,095	—

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成21年 6月26日 定時株主総会	普通株式	2,008	3.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第2回優先株式	160	20.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第二種優先株式	661	21.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年 6月29日 定時株主総会	普通株式	2,678	利益剰余金	4.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第2回優先株式	160	利益剰余金	20.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第二種優先株式	598	利益剰余金	19.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている「現金預け金」の金額は、一致しております。	※1 同左	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている「現金預け金」の金額は、一致しております。

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																																										
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>3,135百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,135百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,322百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,322百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,812百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,812百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>396百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,416百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,812百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>199百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>199百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	3,135百万円	無形固定資産	—百万円	合計	3,135百万円	有形固定資産	1,322百万円	無形固定資産	—百万円	合計	1,322百万円	有形固定資産	1,812百万円	無形固定資産	—百万円	合計	1,812百万円	1年内	396百万円	1年超	1,416百万円	合計	1,812百万円	支払リース料	199百万円	減価償却費相当額	199百万円	<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>2,947百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,947百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,609百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,609百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,337百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,337百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>372百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>965百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,337百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>186百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>186百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	2,947百万円	無形固定資産	—百万円	合計	2,947百万円	有形固定資産	1,609百万円	無形固定資産	—百万円	合計	1,609百万円	有形固定資産	1,337百万円	無形固定資産	—百万円	合計	1,337百万円	1年内	372百万円	1年超	965百万円	合計	1,337百万円	支払リース料	186百万円	減価償却費相当額	186百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>3,131百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,131百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,517百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,517百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,614百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,614百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>395百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,218百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,614百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>397百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>397百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	3,131百万円	無形固定資産	—百万円	合計	3,131百万円	有形固定資産	1,517百万円	無形固定資産	—百万円	合計	1,517百万円	有形固定資産	1,614百万円	無形固定資産	—百万円	合計	1,614百万円	1年内	395百万円	1年超	1,218百万円	合計	1,614百万円	支払リース料	397百万円	減価償却費相当額	397百万円
取得価額相当額																																																																																												
有形固定資産	3,135百万円																																																																																											
無形固定資産	—百万円																																																																																											
合計	3,135百万円																																																																																											
有形固定資産	1,322百万円																																																																																											
無形固定資産	—百万円																																																																																											
合計	1,322百万円																																																																																											
有形固定資産	1,812百万円																																																																																											
無形固定資産	—百万円																																																																																											
合計	1,812百万円																																																																																											
1年内	396百万円																																																																																											
1年超	1,416百万円																																																																																											
合計	1,812百万円																																																																																											
支払リース料	199百万円																																																																																											
減価償却費相当額	199百万円																																																																																											
取得価額相当額																																																																																												
有形固定資産	2,947百万円																																																																																											
無形固定資産	—百万円																																																																																											
合計	2,947百万円																																																																																											
有形固定資産	1,609百万円																																																																																											
無形固定資産	—百万円																																																																																											
合計	1,609百万円																																																																																											
有形固定資産	1,337百万円																																																																																											
無形固定資産	—百万円																																																																																											
合計	1,337百万円																																																																																											
1年内	372百万円																																																																																											
1年超	965百万円																																																																																											
合計	1,337百万円																																																																																											
支払リース料	186百万円																																																																																											
減価償却費相当額	186百万円																																																																																											
取得価額相当額																																																																																												
有形固定資産	3,131百万円																																																																																											
無形固定資産	—百万円																																																																																											
合計	3,131百万円																																																																																											
有形固定資産	1,517百万円																																																																																											
無形固定資産	—百万円																																																																																											
合計	1,517百万円																																																																																											
有形固定資産	1,614百万円																																																																																											
無形固定資産	—百万円																																																																																											
合計	1,614百万円																																																																																											
1年内	395百万円																																																																																											
1年超	1,218百万円																																																																																											
合計	1,614百万円																																																																																											
支払リース料	397百万円																																																																																											
減価償却費相当額	397百万円																																																																																											
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9百万円</td></tr> </table>	1年内	5百万円	1年超	4百万円	合計	9百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>18百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>26百万円</td></tr> </table>	1年内	7百万円	1年超	18百万円	合計	26百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>30百万円</td></tr> </table>	1年内	7百万円	1年超	22百万円	合計	30百万円																																																																								
1年内	5百万円																																																																																											
1年超	4百万円																																																																																											
合計	9百万円																																																																																											
1年内	7百万円																																																																																											
1年超	18百万円																																																																																											
合計	26百万円																																																																																											
1年内	7百万円																																																																																											
1年超	22百万円																																																																																											
合計	30百万円																																																																																											

(金融商品関係)

I 当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。また、重要性の乏しいものについては、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	46,188	46,188	—
(2) コールローン及び買入手形	11,251	11,251	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	195,437	196,821	1,384
その他有価証券	784,769	784,769	—
(4) 貸出金	2,453,306		
貸倒引当金(*1)	△23,341		
	2,429,965	2,446,121	16,155
資産計	3,467,612	3,485,152	17,540
(1) 預金	3,299,086	3,304,721	5,634
(2) 譲渡性預金	35,564	35,564	—
(3) 借入金	29,594	30,491	897
(4) 社債	8,000	8,229	229
負債計	3,372,245	3,379,007	6,761
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(55)	(55)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	480	480	—
デリバティブ取引計	425	425	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。自行保証付私募債については、(4)貸出金の時価算定方法と同様の方法によっております。

変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって時価としております。

変動利付国債の時価については、当該変動利付国債から発生する将来キャッシュ・フローの算定上、コンベクシティ調整及びブラック・ショールズ型のオプションモデルで計算したゼロフロアオプションの価値を考慮したうえで、割引現在価値とした価額であります。なお、算定に用いる主な変数は、国債スポットレートや円スワップションボラティリティであります。当行では、当該価額を情報ベンダーより入手し、その適切性を検証のうえ利用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金、及び(4) 社債

借入金及び社債については、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。なお、短期市場金利に連動する変動金利によるものは、当行グループの信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。また、契約期間が短期間（1年以内）のものについても、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (* 1) (* 2)	1,849
② 組合出資金 (* 3)	84
合 計	1,933

- (※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について14百万円減損処理を行っております。
- (※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象としておりません。

II 前連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。主たる業務である預金業務、貸出業務ならびに有価証券運用等において、金利の変動リスクを有していることから、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行うとともに、その一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金であり、お取引先の債務不履行による信用リスクおよび金利の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、主として債券、株式、投資信託等であり、満期保有目的、純投資目的、政策投資目的及び売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、価格の変動リスクに晒されております。

主な金融負債である預金については、流動性リスクが存在するとともに、金融資産と同様に金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引に内在する主要なリスクは、金利、為替、株価等の市況変動に係る市場リスクと、取引相手先の契約不履行などに係る信用リスクです。当行グループが利用しているデリバティブ取引は、大部分がリスクヘッジを目的としており、デリバティブ取引の市場リスクは、ヘッジ対象取引の市場リスクとほぼ相殺されています。なお、ヘッジ会計を適用したヘッジ手段は通貨スワップ等であり、ヘッジ対象は外貨建の有価証券等であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

「信用リスク管理規程」等各種規程類を制定し、信用リスク管理の基本方針や管理体制を定め、適切な信用リスク管理を行うための態勢整備を行っております。具体的には、審査部門が与信先の財務状況、資金使途、返済財源等を的確に把握し、与信案件のリスク特性に応じた適切な審査を行っております。また、与信管理部門は、信用格付制度の整備・運用のほか、与信の集中リスク回避を目的とした自主限度の設定・管理、信用リスクの定量的把握を行い、計測した信用リスク量については、統合的リスク管理の枠組みの中で、取締役会やリスク管理委員会にて報告・協議を行っております。

② 市場リスクの管理

「市場リスク管理規程」等各種規程類を制定し、市場リスク管理の基本方針や管理体制を定め、適切な市場リスク管理を行うための態勢整備を行っております。

(i) 金利リスクの管理

金利リスク管理については、定期的に有価証券及び預貸金等の資産・負債全体についての金利リスク量を計測するとともに、金利ギャップ分析や金利感応度分析等を行い、ALM戦略委員会及びリスク管理委員会において報告・協議する体制としております。また、金利リスクを適切にコントロールするため、金利リスク量に限度額を設定し、管理しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

価格変動リスク管理については、金利リスク管理同様、リスク量の計測を行い、そのリスク量に対する限度額を設定し、日々取得リスク量を管理しております。特に、純投資目的の有価証券については、リスク量管理に加え、取引限度額及び損失限度額を経営会議にて設定し、管理しております。また、政策投資目的の株式については、残高削減によるリスク量の軽減に努めております。

(iii) 為替リスクの管理

外貨建資産・負債にかかる為替の変動リスクを把握し、経営会議にて定めた限度額の範囲に収まるよう管理するとともに、通貨スワップ等を利用し、リスクの軽減を図っております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、ヘッジ目的での使用を基本としておりますが、限定的な範囲でディーリング取引も行っております。なお、取引の執行、ヘッジの有効性評価、事務管理に関する部門については、それぞれ分離し、内部牽制を確立しております。

③ 流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規程」等各種規程類を制定し、流動性リスク管理の基本方針や管理体制を定め、適切な流動性リスク管理を行うための態勢整備を行っております。当行グループでは、安定した資金繰り管理と、高い流動性準備の確保、及び流動性リスクが顕在化した場合に備えての予兆管理の徹底に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、重要性の乏しいものについては、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	61,889	61,889	—
(2) コールローン及び買入手形	85,808	85,808	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	208,365	209,818	1,453
その他有価証券	737,429	737,429	—
(4) 貸出金	2,445,529		
貸倒引当金（*1）	△29,415		
	2,416,114	2,430,774	14,659
資産計	3,509,606	3,525,719	16,113
(1) 預金	3,273,455	3,278,832	5,376
(2) 譲渡性預金	132,332	132,332	—
(3) 借入金	33,548	33,314	△233
(4) 社債	8,000	8,131	131
負債計	3,447,335	3,452,610	5,275
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(307)	(307)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	209	209	—
デリバティブ取引計	(97)	(97)	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。自行保証付私募債については、(4)貸出金の時価算定方法と同様の方法によっております。

変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって時価としております。

変動利付国債の時価については、当該変動利付国債から発生する将来キャッシュ・フローの算定上、コンベクシティ調整及びブラック・ショールズ型のオプションモデルで計算したゼロフロアオプションの価値を考慮したうえで、割引現在価値とした価額であります。なお、算定に用いる主な変数は、国債スポットレートや円スワップションボラティリティであります。当行では、当該価額を情報ベンダーより入手し、その適切性を検証のうえ利用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収可能額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金、及び(4) 社債

借入金及び社債については、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。なお、短期市場金利に連動する変動金利によるものは、当行グループの信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。また、契約期間が短期間（1年以内）のものについても、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、割引現在価値、オプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (* 1) (* 2)	1,850
② 組合出資金 (* 3)	91
合 計	1,942

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について 38百万円減損処理を行っております。

(* 3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
現金預け金	61,889	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	85,808	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	30,995	12,975	21,076	35,800	34,000	70,000
うち国債	—	—	—	26,800	34,000	70,000
地方債	8,516	—	14,396	—	—	—
社債	8,279	9,975	6,680	—	—	—
その他	14,200	3,000	—	9,000	—	—
外国債券	14,200	3,000	—	9,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	26,093	107,350	70,095	58,877	286,234	128,884
うち国債	—	—	2,100	—	151,500	70,000
地方債	165	10,962	18,939	15,161	94,348	1,000
社債	11,928	13,388	19,261	9,161	8,611	21,442
その他	14,000	83,000	29,795	34,554	31,775	36,441
外国債券	14,000	83,000	29,795	34,554	31,775	36,441
貸出金 (*)	643,938	456,453	313,694	186,683	202,098	505,513
合 計	848,724	576,780	404,865	281,360	522,333	704,397

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない96,157百万円、期間の定めのないもの40,991百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,648,966	501,843	122,644	—	—	—
譲渡性預金	132,332	—	—	—	—	—
借入金	4,160	256	131	14,000	15,000	—
社債	—	—	—	5,000	3,000	—
合計	2,785,459	502,100	122,775	19,000	18,000	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

- ※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	134,573	134,516	△56
地方債	22,856	23,265	409
短期社債	—	—	—
社債	27,989	28,411	421
その他	31,462	31,198	△263
外国債券	31,462	31,198	△263
その他	—	—	—
合計	216,882	217,392	510

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって時価としております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、当該変動利付国債から発生する将来キャッシュ・フローの算定上、コンベクシティ調整及びブラック・ショールズ型のオプションモデルで計算したゼロフロアオプションの価値を考慮したうえで、割引現在価値とした価額であります。なお、算定に用いる主な変数は、国債スポットレートや円スワップションボラティリティであります。当行では、当該価額を情報ベンダーより入手し、その適切性を検証のうえ利用しております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	48,194	43,758	△4,436
債券	360,212	362,339	2,127
国債	168,838	168,396	△442
地方債	115,601	117,689	2,087
短期社債	—	—	—
社債	75,771	76,253	482
その他	256,513	242,801	△13,712
外国債券	230,551	220,608	△9,943
その他	25,962	22,193	△3,768
合計	664,920	648,899	△16,021

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,576百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

なお、時価が30%超下落した銘柄のうち、時価が50%超下落した銘柄についてはすべて、また、30%超50%以下下落した銘柄について、株式等については発行会社の業績推移、市場価格の推移、市場環境の動向等の内的・外的要因により、また、債券については発行会社の外部格付等により、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄について減損処理することとしております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非公募事業債	12,037
非上場株式	1,861
非上場その他の証券	141

4 流動性が乏しいことにより保有目的を変更した有価証券

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年9月30日現在)

	時価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表に計上 されたその他有価証券評価 差額金の額(百万円)
国債	134,516	134,573	6,826

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	133,679	134,412	733
	地方債	18,634	19,048	414
	社債	20,503	20,804	300
	その他	12,099	12,122	22
	外国債券	12,099	12,122	22
	小計	184,917	186,388	1,470
時価が中間連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	2,810	2,810	△ 0
	その他	7,709	7,623	△ 85
	外国債券	7,709	7,623	△ 85
	小計	10,519	10,433	△ 86
合 計		195,437	196,821	1,384

2. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	株式	12,220	9,546	2,673
	債券	489,640	473,099	16,540
	国債	240,250	232,329	7,921
	地方債	173,637	166,745	6,891
	社債	75,752	74,024	1,727
	その他	122,324	117,413	4,911
	外国債券	120,297	115,551	4,746
	その他	2,027	1,861	165
	小計	624,185	600,058	24,126
中間連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの	株式	22,253	27,324	△ 5,070
	債券	22,077	22,129	△ 52
	国債	11,860	11,891	△ 30
	地方債	5,000	5,000	—
	社債	5,216	5,237	△ 21
	その他	117,642	125,453	△ 7,810
	外国債券	102,740	107,433	△ 4,692
	その他	14,901	18,020	△ 3,118
	小計	161,973	174,907	△ 12,933
合 計		786,158	774,965	11,192

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて2,064百万円(うち、株式1,494百万円、その他570百万円)を減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

なお、時価が30%超下落した銘柄のうち、時価が50%超下落した銘柄についてはすべて、また、30%超50%以下下落した銘柄について、株式等については発行会社の業績推移、市場価格の推移、市場環境の動向等の内的・外的要因により、また、債券については発行会社の信用状態等により、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄について減損処理することとしております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	41

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	134,381	135,077	695
	地方債	22,879	23,283	404
	社債	24,917	25,286	368
	その他	13,377	13,439	62
	外国債券	13,377	13,439	62
	小計	195,555	197,087	1,531
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	その他	12,809	12,731	△ 78
	外国債券	12,809	12,731	△ 78
	小計	12,809	12,731	△ 78
合計		208,365	209,818	1,453

3. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	16,845	12,397	4,447
	債券	215,067	211,650	3,416
	国債	28,806	28,740	66
	地方債	114,926	112,526	2,399
	社債	71,334	70,383	951
	その他	77,251	75,545	1,705
	外国債券	75,354	73,933	1,421
	その他	1,896	1,611	284
	小計	309,164	299,594	9,570
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	27,244	29,652	△ 2,407
	債券	234,611	236,904	△ 2,292
	国債	193,464	195,452	△ 1,988
	地方債	28,053	28,268	△ 215
	社債	13,093	13,182	△ 89
	その他	165,972	177,150	△ 11,178
	外国債券	143,691	151,456	△ 7,764
	その他	22,280	25,694	△ 3,413
小計	427,828	443,707	△ 15,879	
合計		736,992	743,301	△ 6,309

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	12,268	1,918	2,652
債券	390,065	3,504	76
国債	308,960	2,225	63
地方債	67,597	994	11
社債	13,508	284	1
その他	57,966	1,564	964
外国証券	48,271	1,489	437
その他	9,694	75	526
合計	460,300	6,987	3,693

6. 保有目的を変更した有価証券

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成22年3月31日現在)

	時価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表に計上されたその他 有価証券評価差額金の額(百万円)
国債	135,077	134,381	3,865

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、6,695百万円(うち、株式6,683百万円、社債11百万円)であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

なお、時価が30%超下落した銘柄のうち、時価が50%超下落した銘柄についてはすべて、また、30%超50%以下下落した銘柄について、株式等については発行会社の業績推移、市場価格の推移、市場環境の動向等の内的・外的要因により、また、債券については発行会社の信用状態等により、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄について減損処理することとしております。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△9,195
その他有価証券	△9,195
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	1,295
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△7,899
(△)少数株主持分相当額	6
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△7,906

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	17,337
その他有価証券	17,337
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	6,587
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	10,750
(△)少数株主持分相当額	18
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	10,732

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	176
その他有価証券	176
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	2,557
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△2,381
(△)少数株主持分相当額	25
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△2,407

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)
該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	通貨先物	—	—	—
取引所	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	246,033	205	205
	為替予約	37,981	203	203
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	409	409

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)
該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)
該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	216,661	185,331	221	221
	為替予約				
	売建	59,315	—	△277	△277
	買建	121	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△55	△55

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券	2,590	913	480
	為替予約	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	480

(注) 1 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	253,671	183,524	200	200
	為替予約				
	売建	20,505	—	△524	△524
	買建	2,329	—	16	16
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△307	△307

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券	2,860	2,860	209
	為替予約	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	209

(注) 1 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)及び前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当ありません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

共通支配下の取引等

1 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

- ・ 株式会社紀陽カードディーシー(クレジットカード業)
- ・ 和歌山銀カード株式会社(クレジットカード業)

(2) 企業結合の法的形式

株式会社紀陽カードディーシーを存続会社とし、和歌山銀カード株式会社を消滅会社とする吸収合併。

(3) 結合後企業の名称

株式会社紀陽カードディーシー

(4) 取引の目的を含む取引の概要

グループ経営の効率化を図るため、ともに三菱UFJニコス株式会社をカードブランド母体とする株式会社紀陽カードディーシーと和歌山銀カード株式会社が平成21年4月1日に合併いたしました。

2 実施した会計処理の概要

当該合併は、当行の連結子会社同士の合併であり、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当ありません。

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当ありません。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日現在)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
前連結会計年度末残高 (注)	378百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6百万円
その他増減額 (△は減少)	3百万円
当中間連結会計期間末残高	<u>388百万円</u>

(注) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当中間連結会計期間の期首における残高を記載しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

連結会社は銀行業務を中心に、リース業務・クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店が存在しないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループは、当行及び連結子会社5社で構成され、銀行業務を中心として各種金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループでは、取締役会や取締役頭取の最高協議機関である経営会議において、経営資源の配分や業績の評価を定期的に行っており、その評価単位については、銀行業務を営む株式会社紀陽銀行の計数を主としております。

従いまして、当行グループにおいては、「銀行業」を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

また、セグメント間の取引価額は第三者間の取引価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント 銀行業	その他	合計	調整額	中間連結財務 諸表計上額
経常収益					
外部顧客に対する 経常収益	41,366	2,631	43,998	—	43,998
セグメント間の内部 経常収益	183	975	1,158	△1,158	—
計	41,549	3,607	45,157	△1,158	43,998
セグメント利益	6,743	485	7,228	△0	7,228
セグメント資産	3,588,639	20,785	3,609,424	△17,319	3,592,104
セグメント負債	3,433,362	16,541	3,449,903	△15,821	3,434,082
その他の項目					
減価償却費	1,878	36	1,914	—	1,914
資金運用収益	30,180	185	30,365	△86	30,279
資金調達費用	4,704	80	4,785	△85	4,699
特別利益	4,046	△232	3,813	△157	3,656
(貸倒引当金戻入益)	(3,390)	(△478)	(2,912)	(△157)	(2,755)
(償却債権取立益)	(655)	(245)	(901)	—	(901)
特別損失	1,048	0	1,048	—	1,048
(固定資産処分損)	(4)	(0)	(4)	—	(4)
(減損損失)	(794)	—	(794)	—	(794)
(資産除去債務会計基準の 適用に伴う影響額)	(249)	—	(249)	—	(249)
税金費用	3,245	195	3,440	—	3,440
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	2,117	183	2,300	—	2,300

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、事務代行業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務、クレジットカード業務を含んでおります。

3. 調整額は、以下のとおりであります。
- (1) 経常収益の調整額△1,158百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (2) セグメント利益の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (3) セグメント資産の調整額△17,319百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (4) セグメント負債の調整額△15,821百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (5) 資金運用収益の調整額△86百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (6) 資金調達費用の調整額△85百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (7) 特別利益における貸倒引当金戻入益の調整額△157百万円は、セグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	23,093	13,452	7,452	43,998

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他	合計
	銀行業		
減損損失	794	—	794

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当ありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	136.15	175.14	150.03
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	4.55	9.48	10.22
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	—	—	—

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	131,869	158,022	141,934
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	40,706	40,750	41,474
うち少数株主持分	百万円	1,206	1,250	1,216
うち優先株式発行金額	百万円	39,500	39,500	39,500
うち定時株主総会決議 による優先配当額	百万円	—	—	758
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	91,162	117,272	100,459
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	669,595	669,595	669,595

2 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	3,045	6,350	7,600
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—	758
うち定時株主総会決議 による優先配当額	百万円	—	—	758
普通株式に係る中間(当 期)純利益	百万円	3,045	6,350	6,842
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	669,595	669,595	669,595

3 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	53,939	46,170	61,879
コールローン	49,055	11,251	85,808
債券貸借取引支払保証金	30,817	—	20,877
買入金銭債権	4,692	3,858	4,273
商品有価証券	5,263	4,979	5,328
有価証券	※1, ※8, ※14 880,046	※1, ※8, ※14 981,673	※1, ※8, ※14 947,595
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,376,419	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,459,860	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,451,503
外国為替	※7 2,124	※7 1,753	※7 1,580
その他資産	※8 36,671	※8 18,123	※8 16,452
有形固定資産	※10, ※11 34,390	※10, ※11 34,441	※10, ※11 34,426
無形固定資産	8,525	9,212	10,058
繰延税金資産	35,492	24,217	31,475
支払承諾見返	19,753	16,768	18,309
貸倒引当金	△29,349	△23,153	△29,237
資産の部合計	3,507,842	3,589,157	3,660,331
負債の部			
預金	※8 3,210,954	※8 3,301,322	※8 3,277,472
譲渡性預金	57,664	40,564	137,332
債券貸借取引受入担保金	※8 28,312	1,390	※8 27,145
借入金	※8, ※12 29,484	※12 29,594	※8, ※12 33,548
外国為替	27	76	21
社債	※13 13,800	※13 8,000	※13 8,000
その他負債	17,109	34,454	17,582
未払法人税等	204	216	260
リース債務	61	264	54
資産除去債務		388	
その他の負債	16,843	33,585	17,267
退職給付引当金	62	—	—
役員退職慰労引当金	40	32	40
睡眠預金払戻損失引当金	510	498	590
偶発損失引当金	302	370	404
再評価に係る繰延税金負債	※10 222	※10 220	※10 222
支払承諾	19,753	16,768	18,309
負債の部合計	3,378,246	3,433,293	3,520,669

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	80,096	80,096	80,096
資本剰余金	32,357	32,357	32,357
資本準備金	259	259	259
その他資本剰余金	32,097	32,097	32,097
利益剰余金	24,722	32,357	29,302
利益準備金	1,010	1,698	1,010
その他利益剰余金	23,711	30,659	28,291
繰越利益剰余金	23,711	30,659	28,291
株主資本合計	137,176	144,811	141,756
その他有価証券評価差額金	△7,906	10,727	△2,420
繰延ヘッジ損益	△2	△0	△1
土地再評価差額金	※10 328	※10 324	※10 328
評価・換算差額等合計	△7,580	11,051	△2,094
純資産の部合計	129,595	155,863	139,661
負債及び純資産の部合計	3,507,842	3,589,157	3,660,331

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	39,116	41,549	78,574
資金運用収益	30,716	30,180	61,136
(うち貸出金利息)	24,318	22,864	47,842
(うち有価証券利息配当金)	6,242	7,186	13,010
役務取引等収益	4,431	4,323	8,558
その他業務収益	2,247	6,474	5,093
その他経常収益	1,722	570	3,785
経常費用	34,357	34,813	70,187
資金調達費用	5,202	4,704	10,329
(うち預金利息)	4,519	3,964	8,844
役務取引等費用	2,244	2,265	4,491
その他業務費用	685	2,555	1,059
営業経費	※1 18,782	※1 19,971	36,934
その他経常費用	※2 7,441	※2 5,315	※2 17,372
経常利益	4,759	6,736	8,387
特別利益	633	※3 4,046	1,831
特別損失	※4 27	※4 1,048	※4 59
税引前中間純利益	5,366	9,734	10,159
法人税、住民税及び事業税	29	30	60
法人税等調整額	2,355	3,215	2,538
法人税等合計	2,385	3,245	2,598
中間純利益	2,981	6,489	7,560

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	80,096	80,096	80,096
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	80,096	80,096	80,096
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	22,259	259	22,259
当中間期変動額			
準備金から剰余金への振替	△22,000	—	△22,000
当中間期変動額合計	△22,000	—	△22,000
当中間期末残高	259	259	259
その他資本剰余金			
前期末残高	10,097	32,097	10,097
当中間期変動額			
準備金から剰余金への振替	22,000	—	22,000
当中間期変動額合計	22,000	—	22,000
当中間期末残高	32,097	32,097	32,097
資本剰余金合計			
前期末残高	32,357	32,357	32,357
当中間期変動額			
準備金から剰余金への振替	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	32,357	32,357	32,357

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	3,444	1,010	3,444
当中間期変動額			
準備金から剰余金への振替	△3,000	—	△3,000
剰余金の配当	566	687	566
当中間期変動額合計	△2,433	687	△2,433
当中間期末残高	1,010	1,698	1,010
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	21,125	28,291	21,125
当中間期変動額			
準備金から剰余金への振替	3,000	—	3,000
剰余金の配当	△3,396	△4,124	△3,396
中間純利益	2,981	6,489	7,560
土地再評価差額金の取崩	1	3	2
当中間期変動額合計	2,586	2,368	7,166
当中間期末残高	23,711	30,659	28,291
利益剰余金合計			
前期末残高	24,569	29,302	24,569
当中間期変動額			
準備金から剰余金への振替	—	—	—
剰余金の配当	△2,830	△3,436	△2,830
中間純利益	2,981	6,489	7,560
土地再評価差額金の取崩	1	3	2
当中間期変動額合計	152	3,055	4,732
当中間期末残高	24,722	32,357	29,302
株主資本合計			
前期末残高	137,023	141,756	137,023
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,830	△3,436	△2,830
中間純利益	2,981	6,489	7,560
土地再評価差額金の取崩	1	3	2
当中間期変動額合計	152	3,055	4,732
当中間期末残高	137,176	144,811	141,756

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△34,139	△2,420	△34,139
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	26,233	13,148	31,719
当中間期変動額合計	26,233	13,148	31,719
当中間期末残高	△7,906	10,727	△2,420
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△0	△1	△0
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1	0	△1
当中間期変動額合計	△1	0	△1
当中間期末残高	△2	△0	△1
土地再評価差額金			
前期末残高	330	328	330
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1	△3	△2
当中間期変動額合計	△1	△3	△2
当中間期末残高	328	324	328
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△33,810	△2,094	△33,810
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	26,229	13,146	31,715
当中間期変動額合計	26,229	13,146	31,715
当中間期末残高	△7,580	11,051	△2,094
純資産合計			
前期末残高	103,213	139,661	103,213
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,830	△3,436	△2,830
中間純利益	2,981	6,489	7,560
土地再評価差額金の取崩	1	3	2
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	26,229	13,146	31,715
当中間期変動額合計	26,382	16,201	36,448
当中間期末残高	129,595	155,863	139,661

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：6年～50年 その他：5年～20年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：6年～50年 その他：5年～20年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	(3) リース資産 同左	(3) リース資産 同左

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
5 繰延資産の処理方法	株式交付費は資産として計上し、定額法（3年）により償却しております。		
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は94,473百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は87,906百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は91,969百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い見直しを行った結果、当中間会計期間より10年から9年へ変更しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ109百万円減少しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間会計期間末においては、信託財産及び年金資産の合計額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表の「その他資産」に計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表の「その他資産」中の「その他の資産」に計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い見直しを行った結果、当期より10年から9年へ変更しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ218百万円減少しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度末から、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p>
	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金について、平成16年6月29日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、廃止時における内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(4) 睡眠預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づき必要と認められる額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。	(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。	(4) 睡眠預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づき必要と認められる額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。
	(5) 偶発損失引当金 信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。	(5) 偶発損失引当金 同左	(5) 偶発損失引当金 同左
7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
9 ヘッジ会計の方法	外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	同左	同左
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い)</p> <p>前中間会計期間における「その他有価証券」の一部は、「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第26号平成20年12月5日)が平成20年12月5日に公表されたことに伴い平成20年12月15日において「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。</p> <p>当該区分変更はその時点の市場価格により振替を行うため、保有目的の変更によっても有価証券及びその他有価証券評価差額金は変動がないことから、前中間会計期間末の中間貸借対照表に与える影響はありません。</p>	<p>(資産除去債務に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は10百万円減少、税引前中間純利益は260百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は378百万円であります。</p>	

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 2,138百万円</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券30,848百万円については、当中間会計期間末には当該処分をせずに所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は6,425百万円、延滞債権額は73,324百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は381百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,391百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 2,138百万円</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は4,601百万円、延滞債権額は76,836百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,040百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 2,138百万円</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券20,988百万円については、当事業年度末には当該処分をせずに所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は5,954百万円、延滞債権額は78,491百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は424百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,350百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は88,523百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、29,088百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 134,054百万円 その他資産 58百万円 担保資産に対応する債務 預金 6,179百万円 債券貸借取引 28,312百万円 受入担保金 借入金 4,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券70,582百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金敷金は1,561百万円であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は89,478百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,826百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 109,491百万円 その他資産 57百万円 担保資産に対応する債務 預金 5,350百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券69,426百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金敷金は1,517百万円であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は93,221百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,922百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 135,523百万円 その他の資産 57百万円 担保資産に対応する債務 預金 20,153百万円 債券貸借取引 25,755百万円 受入担保金 借入金 4,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券69,419百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金敷金は1,482百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、298,041百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が291,826百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、293,956百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が285,751百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、276,823百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が269,675百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △258百万円</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 39,308百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金25,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は12,020百万円であります。</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 41,009百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金29,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は13,129百万円であります。</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 40,073百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金29,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は13,588百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)																																																				
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 962百万円 無形固定資産 183百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,889百万円、株式等償却1,598百万円、貸出金償却1,546百万円及び貸出債権譲渡損376百万円を含んでおります。</p> <p>※4 当中間会計期間において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>営業店舗</td> <td>土地</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>なお、当中間会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	和歌山 県内	営業店舗	土地	3	和歌山 県内	遊休資産	土地	1	合計			5	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,005百万円 無形固定資産 874百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却1,967百万円及び株式等償却1,508百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益には、貸倒引当金戻入益3,390百万円及び償却債権取立益655百万円を含んでおります。</p> <p>※4 当中間会計期間において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額794百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>営業店舗</td> <td>土地</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>事業用</td> <td>動産、ソフ 資産 トウェア等</td> <td>634</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>794</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>なお、当中間会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	和歌山 県内	営業店舗	土地	152	和歌山 県内	遊休資産	土地	7	和歌山 県内	事業用	動産、ソフ 資産 トウェア等	634	合計			794	<p>※2 その他経常費用には、貸出債権譲渡損381百万円を含んでおります。</p> <p>※4 当事業年度において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額7百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>営業店舗</td> <td>土地</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	和歌山 県内	営業店舗	土地	4	和歌山 県内	遊休資産	土地	3	合計			7
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																			
和歌山 県内	営業店舗	土地	3																																																			
和歌山 県内	遊休資産	土地	1																																																			
合計			5																																																			
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																			
和歌山 県内	営業店舗	土地	152																																																			
和歌山 県内	遊休資産	土地	7																																																			
和歌山 県内	事業用	動産、ソフ 資産 トウェア等	634																																																			
合計			794																																																			
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																			
和歌山 県内	営業店舗	土地	4																																																			
和歌山 県内	遊休資産	土地	3																																																			
合計			7																																																			

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)、当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)及び前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当ありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 3,135百万円 無形固定資産 4百万円 合計 3,139百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,322百万円 無形固定資産 1百万円 合計 1,323百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 1,812百万円 無形固定資産 2百万円 合計 1,815百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 396百万円 1年超 1,418百万円 合計 1,815百万円 (注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 292百万円 減価償却費相当額 292百万円 	<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 2,947百万円 無形固定資産 4百万円 合計 2,951百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,609百万円 無形固定資産 2百万円 合計 1,611百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 1,337百万円 無形固定資産 1百万円 合計 1,339百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 373百万円 1年超 966百万円 合計 1,339百万円 (注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 186百万円 減価償却費相当額 186百万円 	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 3,131百万円 無形固定資産 4百万円 合計 3,135百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,517百万円 無形固定資産 2百万円 合計 1,519百万円 期末残高相当額 有形固定資産 1,614百万円 無形固定資産 1百万円 合計 1,616百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。 未経過リース料期末残高相当額 1年内 396百万円 1年超 1,220百万円 合計 1,616百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 490百万円 減価償却費相当額 490百万円

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。	・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。	・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。
2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未経 過リース料 1年内 5百万円 1年超 4百万円 合計 9百万円	2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未経 過リース料 1年内 7百万円 1年超 18百万円 合計 26百万円	2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未経 過リース料 1年内 7百万円 1年超 22百万円 合計 30百万円

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)
子会社株式及び関連会社株式
該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	2,138
関連会社株式	—
合計	2,138

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

III 前事業年度末(平成22年3月31日現在)
子会社株式及び関連会社株式
該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	2,138
関連会社株式	—
合計	2,138

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)、当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)及び前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
前事業年度末残高(注)	378百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6百万円
その他増減額(△は減少)	3百万円
当中間会計期間末残高	<u>388百万円</u>

(注) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)、当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)及び前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|-----------------------------|-----------------|--------|-------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書及び
その添付書類、確認書 | 事業年度
(第200期) | 自
至 | 平成21年4月1日
平成22年3月31日 | 平成22年6月30日
近畿財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書の
訂正報告書及び確認書 | 事業年度
(第200期) | 自
至 | 平成21年4月1日
平成22年3月31日 | 平成22年10月4日
近畿財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月24日

株式会社 紀陽銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	川	井	一	男	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	西	尾	方	宏	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥	田		賢	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紀陽銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月22日

株式会社 紀陽銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 田 賢 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紀陽銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月24日

株式会社 紀陽銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	川	井	一	男	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	西	尾	方	宏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥	田		賢	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第200期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紀陽銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月22日

株式会社 紀陽銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 田 賢 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第201期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紀陽銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年11月25日
【会社名】	株式会社紀陽銀行
【英訳名】	The Kiyō Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 片山博臣
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	和歌山市本町1丁目35番地
【縦覧に供する場所】	本店のほかに該当ありません

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取 片山博臣は、当行の第201期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。